

別紙

諮問第1501号

答 申

1 審査会の結論

本件開示請求については、審査請求人に改めて請求内容の補正を求めた上で対象公文書  
を特定し、開示等の決定をすべきである。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条  
例」という。）に基づき、審査請求人が行った「2014年9月～2020年2月の間に、文科省初  
等中等局財務課（2018年9月以前は初等中等局初等中等教育企画課）から、都教委人事部  
職員課・勤労課、指導部企画課、総務部教育政策課宛てに送られてきた国際人権に関わる  
文書及びメールのすべて。同じく、都教委人事部職員課・勤労課、指導部企画課、総務部  
教育政策課から文科省初等中等局財務課（2018年9月以前は初等中等局初等中等教育企画  
課）宛てに送られた国際人権に関わる文書及びメールのすべて。」の開示を求める本件開示  
請求に対し、東京都教育委員会が令和2年3月19日付けで行った本件非開示決定1から4  
について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、総務部教育政策課、指導部管理課、人事部勤労課及  
び職員課において不存在を理由とする本件非開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年7月2日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年9月15日に実施機関から理由説明書を、同年10月27日に審査請求  
人から意見書を収受し、令和3年12月22日（第223回第一部会）から令和4年5月31日（第  
227回第一部会）まで、5回の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 本件非開示決定について

本件非開示決定は、特定の期間に実施機関内の4課と文部科学省初等中等教育局財務課との間でやり取りをした国際人権に関わる文書及びメールの全ての開示を求める本件開示請求に対し、総務部教育政策課では請求内容に該当する文書及びメールは存在しないとして不存在を理由とする本件非開示決定1を、指導部管理課では請求に係る文書を現に保有しておらず、存在しないとして不存在を理由とする本件非開示決定2を、人事部勤労課では請求に係る公文書を作成及び取得していないとして不存在を理由とする本件非開示決定3を、人事部職員課では請求に係る公文書を作成及び取得していないとして不存在を理由とする本件非開示決定4をそれぞれ行ったものである。

### イ 本件非開示決定の妥当性について

(ア) 審査請求人は、実施機関が本件非開示決定後に団体等からの要請に対して回答した文書の中に、文部科学省から情報提供された資料名として、明らかに国際人権関係と分かる文書名2点が記載されており、それらの文書を取り扱った部署として人事部勤労課、指導部指導企画課及び人事部職員課の名前が記載されていると主張する。また、文部科学省に対し、「東京都教育委員会が発出した『10・23通達』について、国連自由権規約委員会やILO・ユネスコ合同委員会（CEART）など国際機関からわが国に寄せられた質問や勧告に対して、日本政府の立場を回答したり説明するために、文部科学省と東京都教育委員会との間で、2014年9月～2020年2月の間に交わされた文書とメールのすべて」を求める開示請求を行い、文部科学省から複数の文書の開示を受けたこと及び当該請求内容は実施機関への開示請求と同趣旨である旨を主張し、実施機関に対して存在する公文書を開示するよう求めている。

これに対して実施機関は、審査請求人を連絡先とする団体から本件開示請求に先立ち提出された質問文書に照らして、本件請求内容の「国際人権に関わる」の文言について、審査請求人を連絡先とする団体が言うところの『「国連自由権規約」に関わる」の意味で解したと説明する。また、国に関わるレベルの「国際人権」となる

と、国連総会が採択した規約である「国際人権規約」が想起され、開示請求書の提出に際し、「国際人権」についての説明は特段なかったことから、「特段の説明を要しない言葉」であるとの認識で記載したと考えたとのことであり、審査請求人が開示請求書に記載した対象期間内に当該「国際人権に関わる」文書及びメールを文部科学省の該当部署に送付し、又は送付されていないことから、本件開示請求に係る公文書を作成及び取得していないと説明する。

(イ) 審査会が本件開示請求に係る経緯を確認したところ、実施機関によれば、審査請求人は当初請求内容に「国際人権に関わる」という文言を記載しておらず、開示請求書の提出に際し、実施機関から公文書の特定に当たって必要な事項の記載を促され、「国際人権に関わる」という文言を記載したとのことである。その際に「国際人権」についての特段の説明はなく、文部科学省への開示請求内容にある「ILO・ユネスコ合同委員会（CEART）」についての言及もなかったとのことである。

審査会が検討するに、条例6条において、開示の請求は、「開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」を明らかにして行わなければならない旨規定されており、「東京都情報公開条例の施行について（通達）」（平成11年12月20日付11政都情第366号。以下「施行通達」という。）第6条関係（公文書の開示の請求方法）においては、開示請求者が公文書の件名を明記することができない場合には、開示請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより公文書を特定することができる程度に請求内容が記載されている必要があるとされている。また、施行通達では、実施機関は、開示請求者と連絡を取り合うなどして、公文書を特定するために必要な情報を積極的に提供する必要があるとされている。

前述のとおり、審査請求人は実施機関に対する開示請求の内容は文部科学省に対する開示請求の内容と同趣旨である旨主張しているが、特段の説明のない中で開示請求書の文言のみからそのように解することは一般的に困難であり、審査請求人が文部科学省への開示請求書に記載したとする詳細な内容まで実施機関への開示請求書に記載していなかったことに鑑みれば、実施機関においては、審査請求人が審査請求書等において実施機関が保有すると主張する文書の特定に至らなかったこともやむを得ない。

一方で、実施機関においても、本件請求内容の「国際人権に関わる」の文言につ

いて、先に述べたとおり解釈したとのことであるが、開示請求の趣旨が明確でない場合には、開示請求者の請求の趣旨をより丁寧に確認する必要があると言える。

これらのことを勘案するに、対象公文書の特定については、前述のとおり、条例6条及び施行通達第6条関係において開示請求者及び実施機関の双方が相応の努力をすることが求められているところ、本件では対象公文書の特定のための双方の努力が十分ではなかったと言える。

したがって、本件開示請求については、実施機関は審査請求人に改めて請求内容の補正を求めた上で対象公文書を特定し、開示等の決定をすべきである。

#### ウ 付言

東京都情報公開事務取扱要綱(平成11年12月27日付11政都情第389号)第3の5(9)非開示決定通知書(規則別記第4号様式)の記入要領イ「開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由」欄において、文書の不存在を理由として非開示決定を行う場合は、開示請求者が開示を求めている公文書が実施機関に存在しない理由を明記するとしており、不存在理由の記載例として「当該公文書は、～(文書の性質・不存在の事情等)のため、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。」「当該公文書は○年に作成された○年保存の公文書であるため、○年に廃棄済みであり、現在は存在しない。」を挙げている。

本件開示請求については、開示請求の趣旨が明確でなかったこともあり、実施機関は先に述べた理由により本件非開示決定を行ったところであるが、上記を踏まえ、実施機関においては請求に対する公文書が存在しない場合にはその理由を丁寧に説明するよう留意されたい。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子